（介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正）

第五条　介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令（平成十一年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二号中「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部改正）

第六条　介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表介護療養施設サービスに係る施設サービス等介護給付費明細書の項を削る。

様式第二及び様式第二の二中「8．介護療養型医療施設入院」を削る。

様式第六から様式第六の四まで、様式第八及び様式第九中「5．介護療養型医療施設」及び「8．介護療養型医療施設入院」を削る。

様式第十を次のように改める。

様式第十　削除

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第七条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第六項第四号中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）」に改める。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第八条　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条第一項第二号中「指定介護療養型医療施設である」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である」に、「法に」を「平成十八年旧介護保険法に」に改める。

第百八十八条第一項第二号中「法」を「平成十八年旧介護保険法」に改め、「ユニット型指定介護療養型医療施設（」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加える。

第百八十九条中「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）」に改める。

第二百五条第一項第二号から第四号までの規定中「法」を「平成十八年旧介護保険法」に改める。

第二百六十六条第一項中「令第三条の二第一項」を「介護保険法施行令第四条第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第六項第四号中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

（医療法施行規則の一部改正）

第十条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一の注中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に改める。

別表第六の備考中「介護施設（」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する」を加える。

（生活保護法施行規則の一部改正）

第十一条　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第一号中「、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設」を「又は介護老人保健施設」に改める。

第十二条第二号中「、介護療養型医療施設」を「若しくは介護老人保健施設」に改める。

様式第三号中「、介護療養型医療施設」を削る。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第十二条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十五号中「、同法第百十二条第一項の指定介護療養型医療施設等の報告等」を削る。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号を次のように改める。

二　削除

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第四十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四十八号中「第二十三号、第二十四号及び第三十九号」を「第二十二号、第二十三号及び第三十八号」に改め、同号を同条第四十七号とし、同条第四十九号中「第三十四号」を「第三十三号」に改め、同号を同条第四十八号とし、同条中第五十号を第四十九号とし、第五十一号を第五十号とし、第五十二号を第五十一号とする。